

第2章 推進のための方策

基本目標1：家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

- 1 家庭における子どもの読書活動の推進
- 2 図書館における子どもの読書活動の推進
- 3 公民館や児童館などにおける子どもの読書活動の推進
- 4 NPO・ボランティアグループなどの民間団体の活動に対する奨励
- 5 学校等における子どもの読書活動の推進

1 家庭における子どもの読書活動の推進

○ 概要

家庭では、親が子どもに読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読みながら会話をしたりするなど、子どもとともに読書を楽しみ、子どもを本に親しませることが期待されます。読書を強制するのではなく、子どもが自然に本に興味関心を持ち、読書の喜びを実感できるように、積極的な役割を果たしていくことが大切です。

また、家庭において読書を日常的なものとし、読書を通じて子どもが感じたことや考えたことを話し合うことなどにより、読書に対する興味や関心を引き出すよう働きかけることが、読書を習慣付ける有効な手だてとなります。

このように、親を始めとして、子どもを取り巻く大人が読書の意義をよく理解し、読書を楽しむ姿を示すとともに子どもが本に親しめるような環境づくりに努めることが必要です。

○ 施策の方向

読書活動の推進のための家庭での役割を明確にし、家庭における読み聞かせ活動や読書の大切さ・意義について保護者等の理解を促進するため、新たにブックスタート等の事業や家庭への情報提供に努めます。

取組

① 家庭教育に関する各種事業を活用した啓発

県内各地区で展開される※1「子どもに語ろう」推進大会や、市町村が実施する子育て交流事業及び家庭教育講座などにおいて、子どもの読書活動の重要性を訴えていきます。

②※² 家庭教育手帳の活用

子どもの発達段階に応じて作成された家庭教育手帳の活用を通じて、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることの重要性についての理解の促進を図ります。

③※³ ブックスタート等事業の推進

市町村における乳幼児検診の機会を通じて、ブックスタート事業の実施や読み聞かせや絵本の紹介リーフレットの配付等の読書の大切さを伝える事業の実施も促進していきます。



ブックスタート

[ブックスタート等の取組実施市町村]

年 度	平成19年度実績	平成25年度目標
市町村	49%	80%

④ 家庭に向けた情報提供

県や市町村のホームページなどにより保護者に対して家庭教育についての情報や図書館等で行われている読み聞かせ会等の情報の積極的な広報に努めます。

⑤ 家庭読書の推進

※⁴ 「ノーテレビデー・ノーゲームデー」等の実践を通して家庭での読書の機会を増やすように呼びかけます。

※¹ 「子どもに語ろう」推進大会

平成20年度は県内5地区で推進大会を開催。各地域の家庭教育関係者が一堂に会し、家庭教育推進地区の活動発表、情報交換、講演会などを実施

※² 家庭教育手帳

お父さん・お母さんの家庭教育を応援するためにつくられた手帳で、乳幼児編「ドキドキ子育て」、小学生（低学年～中学年）編「ワクワク子育て」、小学生（高学年）～中学生編「イキイキ子育て」がある。子育てやしつけに役立つ情報提供・相談の窓口なども紹介。文部科学省のホームページに掲載

※³ ブックスタート

市町村の保健センター等で行われる乳幼児健診の機会に受診したすべての親子に対して、赤ちゃん絵本と絵本を開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスなどの入ったブックスタート・バックを無料で配布する事業

※⁴ ノーテレビデー・ノーゲームデー

「あいちの教育に関するアクションプラン」に基づき平成19年度から愛知県教育委員会がスタートさせた家庭教育の大切さを訴えるキャンペーン活動で、吉良町を始めとした市町村でも取り組まれている。

2 図書館における子どもの読書活動の推進

○ 概要

図書館は、豊富な蔵書の中から子どもが自由に読みたい本を選び、読書の楽しみを知ることのできる場所であり、親にとっては、その中から子どものための本を選んだり子どもの読書について相談することのできる場所です。

また、読み聞かせ等の「※⁵おはなし会」、子どもにすすめたい図書の展示、子どもの読書活動に関する各種行事等を実施するなど、子どもの読書活動を推進するうえで重要な役割を担っており、地域における子ども読書活動推進の中核的な役割を果たすことが期待されます。

さらに、子どもの読書活動を推進する団体やグループ等を支援したり、図書館の諸活動を支援するボランティアに対して、学習機会の提供を行うことも重要な役割です。

○ 施策の方向

図書館の子ども向けサービスの一層の充実を促すとともに、子どもを対象にした事業を積極的に支援します。

取組

① 子ども向けサービスの一層の充実及び子どもを対象にした事業の実施

- ◆ ※⁶レファレンスサービス及び情報提供機能の充実・強化に向けた取組が一層推進されるよう各図書館に働きかけます。
 - ・子どもの知識の習得に役立つ調べ学習への支援
 - ・子どもや保護者からの読書相談等への対応
 - ・子どもや保護者へ学齢別テーマ別等の※⁷ブックリストを作成し、子どもの読書活動を支援
 - ・保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方、与え方についての助言
 - ・子ども向けホームページの作成及び子ども用パソコンの設置

- ◆ 子どもの読書への関心を高める「おはなし会」や※⁸ブックトーク、絵本・児童図書の展示の開催を進めます。
 - ・県図書館では、※⁹子ども読書の日を始め、年間を通して児童向け行事を行います。
 - また、児童図書に関連した展示を行い、児童図書に親しむ機会を積極的に作ります。



おはなし会



テーマ展示

② 障害のある子どもを対象にしたサービスの充実

障害の有無に関わらず、子どもが楽しむことのできる点字付き絵本等資料の整備に努め、障害のある子どもの読書活動を支援していきます。また、所蔵情報や利用案内のホームページ掲載等PRに努め、利用の促進を図ります。

③ 外国語の児童図書等の収集、整理と情報提供

県内に在住する多くの外国人のための多様な言語の児童図書並びに日本語習得のための資料の収集、整理を進め、日本語以外の資料を必要とする子どもの読書環境の整備と、外国語の児童図書に関する情報の提供ができるよう促します。

④ ボランティアの参加促進と学習機会の提供

子どもに対する様々な図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有するボランティアの参加の促進に努め、すべての公立図書館においてボランティアが活動していただけることを目指します。

また、希望者への活動の場に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施などの諸条件の整備に努めます。

[公立図書館におけるボランティアの活動状況]

年 度	平成20年度実績	平成25年度目標
ボランティア団体数(人数)	393団体(5,007名)	420団体(5,300名)
ボランティアが活動する市町村	83.6%	100%

※5 おはなし会

図書館の子どもに対するサービスの1つ。子どもと本の世界を結びつける手段として、子どもたちを集めて読み聞かせやストーリーテリングなどにより、おはなしを聞かせる集まり

※6 レファレンスサービス

利用者の問い合わせに応じたり、参考資料を提供したりする業務

※7 ブックリスト

読書への興味・関心を喚起するために、対象年齢や主題等、ある基準により選択した資料を紹介する簡便な目録

※8 ブックトーク

本への興味を引き出すよう工夫を凝らして、何冊かの本の内容の紹介を行う活動

※9 子ども読書の日

毎年4月23日。P29参照

3 公民館や児童館などにおける子どもの読書活動の推進

○ 概要

図書館が設置されていない市町村では、公民館など社会教育施設にある図書室などが地域の中心的な読書施設となっています。公民館図書室等では子どもが利用しやすい環境づくりや蔵書の整備に取り組むとともに、公民館等での子どもの読書活動にかかわる行事や講座等の充実、資料の展示等の取組が望まれます。

児童館は、児童福祉法に基づいて、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的として設置された施設です。児童館の図書室では、保護者や地域のボランティアグループによる読み聞かせや「おはなし会」等の様々な活動が行われています。子どもが読書に親しむ契機となっているこれらの活動が、一層推進されることが望まれます。

○ 施策の方向

公民館や児童館等が実施する様々な子どもの読書活動に関する取組や事業を奨励するとともに、積極的に支援します。

取組

① 公民館や児童館における読書活動の奨励

子どもが読書に親しむ多様な活動の展開を促します。

○ 活動の具体例

- ・ 読書活動の普及・啓発のための公民館広報誌の活用
- ・ 親子読書活動に関することをテーマにした講座等の開催
- ・ 読み聞かせ講座の実施と、受講生のボランティア活動参加への支援
- ・ ボランティアによる読み聞かせ等の実施
- ・ 絵本などの展示会の開催

② 県図書館資料の公民館等への貸出支援

県図書館では、図書館が設置されていない市町村の教育委員会や公民館等に、児童図書を始め、絵本・紙芝居なども積極的に貸出しを行い、公民館等での子どもの読書活動推進への協力を行います。

また、※¹⁰「A i c h i - L L ネット」への参加を促し、予約・貸出しの利便の向上も働きかけます。

※¹⁰ Aichi-LLネット

愛知県図書館の蔵書の検索や貸出予約ができるオンラインシステム。p 2 3 参照

4 NPOやボランティアなどの民間団体の活動に対する奨励

○ 概要

民間団体は、それぞれの設立趣旨に沿って、独自にあるいは学校や社会教育施設等と連携し、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を高めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなどの多彩な読書活動を展開しています。

子どもの読書活動の推進のためには、NPOやボランティアなどの民間団体の活動や運営について積極的に支援・協力するとともに、これらの関係団体間及び関係施設等とのネットワークが必要です。

○ 施策の方向

子どもが読書に親しむ機会を身近なところで提供するNPOやボランティアなどの民間団体の活動を支援するとともに、これらの関係団体間及び関係施設等とのネットワークづくりを支援します。

具体的には、これらの団体の活動場所の確保や研修の機会の提供、さらには、ボランティアの人材確保のための広報活動の支援を行っていきます。

取組

① 活動場所の確保

◆※11「あいちNPO交流プラザ」での活動支援

「あいちNPO交流プラザ」において、NPO活動に関する情報提供、会議室の貸出し等を行い、NPO活動を支援しています。子どもの読書活動にかかわるNPO・ボランティア活動の場としてプラザが利用できます。

◆※12「愛知県生涯学習推進センター」での活動支援

「愛知県生涯学習推進センター」において、学習成果の発表・交流の場を提供します。また、読み聞かせなどの行事予定を「※13学びネットあいち」に情報提供します。

さらに、「学びネットあいち」にボランティア団体として登録することで、人員の確保や活動の場の提供等の支援をします。

[学びネットあいち登録ボランティア数]

年 度	平成19年度実績	平成25年度目標
登録団体数	30 団体	100 団体

② ※14 「子どもゆめ基金」の活用奨励

国の民間団体支援策である「子どもゆめ基金」の周知に努め、子どもの読書活動にかかわる団体に対してもその活用を奨励します。

③ 研修の場の提供

※15 「子ども読書活動推進大会」等の事業を積極的に行うことで、研修の場を提供し、指導的なボランティアの育成を図ります。



子ども読書活動推進大会

※11 あいちNPO交流プラザ

NPO活動の促進を目的とし、NPOの交流・活動・情報発信及び県と様々なNPO団体との協働拠点となる施設

※12 愛知県生涯学習推進センター

本県の生涯学習推進のための中核的施設。生涯学習情報システム「学びネットあいち」を中心に、広域的に学習情報を提供。学習講座の開催等の学習機会の提供

※13 学びネットあいち

生涯学習情報システム。詳細はP 3 1 参照

※14 子どもゆめ基金

21世紀を担う夢を持った子どもの健全育成を進めるため、民間団体が実施する青少年健全育成活動に国が助成金を交付する事業

※15 子ども読書活動推進大会

子ども読書活動を行う関係者による研修会。詳細はP 3 4 参照

5 学校等における子どもの読書活動の推進

○ 概 要

学校等の教育機関は、子どもの読書活動を推進し、読書習慣を形成していくうえで大きな役割を担っています。

平成19年6月に改正された学校教育法の第21条においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が新たに規定されました。

また、平成20年の学習指導要領の改訂では、主な改善事項の一つに各教科等における言語活動の充実が掲げられ、引き続き学校図書館を活用し、言語環境を整えていくことが必要とされています。

幼稚園や保育所、小・中・高等学校及び特別支援学校等の各学校の実情に応じて、子どもが本に親しむ態度を育成し読書習慣を形成するとともに、学校図書館等を計画的に利用し、各学校等の状況に応じて様々な工夫をするなどして、子どもの主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実させることが必要です。

○ 施策の方向

学校等においては、教育活動を通じ、子どもの発達段階や興味、関心等に応じて、子どもが本に親しむことができるよう積極的に取り組みます。

取 組

① 幼稚園や保育所等における読み聞かせ体験の充実

- ◆ 絵本や紙芝居との楽しい出会いを読書習慣につなげます。
 - ・ 教師や保護者が、毎日、絵本や紙芝居の読み聞かせを行い、絵本や紙芝居を見る楽しさやお話を聞く楽しさを幼児が味わえるようにしていきます。
 - ・ 幼児が自分で本を手にとって見るができる環境をつくることにより、本を見ること・読むことへの興味や関心を高めていきます。
 - ・ 幼稚園や保育所等での読み聞かせの様子や、幼児の発達や興味に合った本を保護者に知らせることにより、家庭も巻き込んで本の世界の楽しさを味わえるようにしていきます。

② 児童生徒の読書習慣の確立と読書指導の充実

- ◆ 県内すべての小中学校で、一斉に読書に親しむ「※16朝の読書タイム」を設けるなど、子どもたちが本に親しみ読書習慣を形成していくための積極的な読書指導の展開を引き続き推進します。
- ◆ 県立高校において、年1回生徒の読書状況や学校図書館の利用状況等の調査を実施し、取組成果の評価資料として読書活動の推進に活用します。

[全校一斉読書実施率]

年 度	平成19年度実績	平成25年度目標
小 学 校	97%	100%
中 学 校	92%	100%
高等学校	24%	60%
特別支援学校	32%	50%

また、それぞれの学校の特色を生かして「読書集会」や「読書まつり」を実施したり、読書週間・月間中に様々な読書関連行事を実施したりするなど、魅力あふれる読書指導の展開を目指します。

[読書活動推進の取組実施率]

年 度	平成19年度実績	平成25年度目標
小 学 校	95%	100%
中 学 校	78%	100%
高等学校	84%	100%
特別支援学校	74%	100%

- ◆ 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等を通して、調べ学習や多様な学習活動を展開し、学校図書館を効果的に活用するとともに、児童生徒の読書に親しむ態度の育成及び読書習慣の確立に努めます。
- ◆ ※17「みんなにすすめたい一冊の本」（愛知県ゆかりの著名人や県内公共図書館による図書紹介本）を効果的に活用して、児童生徒の読書への興味・関心を高めます。

③ 学校図書館を活用した教育の推進

- ◆ 児童生徒が進んで読書を楽しむために、好きな本が自由に手にでき、自然に足を運びたくなるような、明るく落ち着いた空間づくりに努めるとともに、魅力ある図書資料を用意し、学校図書館をいこいの場とします。
- ◆ 学校図書館が児童生徒の情報活用能力を育成する場になるよう、必要な情報の収集・提供を行います。
- ◆ ※18司書教諭並びに※19学校図書館の諸事務にあたる職員等が中心となって学校図書館の利用の仕方を指導することなどにより、児童生徒が学校図書館を積極的に活用する態度の育成に努めます。

④ 障害のある子どもの読書活動の推進

- ◆ 障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた読書活動の推進を図ります。

<取組事例>

- ・ 移動図書館による読書活動
- ・ 「拡大紙芝居」を用いた読み聞かせ
- ・ 漢字のルビ振り活動
- ・ 本の読み上げ支援



⑤ 学校関係者の意識高揚

- ◆ 児童生徒の読書ニーズの把握に努め、学校図書館の活用方策や、読書活動推進の先進的な取組に関する情報交換・研究協議などを行うことにより、教職員の指導力の向上や学校図書館を活用した指導の充実に努めるとともに、司書教諭を始めとする学校関係者の意識の高揚に努めます。

また、※20県学校図書館研究会と連携し、読書指導等の充実に努めます。

- ◆ 司書教諭の指導力を向上させるための方策を検討します。
- ◆ 県立学校の学校図書館の諸事務にあたる職員の資質向上のために、学校図書館関係職員研修会等への参加を促します。

⑥ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

- ◆ 学校図書館が地域に開かれたものになるように努め、学校図書館と公共図書館とのネットワーク化や人的交流等による協力体制の確立を図りながら、生涯にわたって学ぼうとする児童生徒を育成します。

[学校図書館と公共図書館との連携]

年 度	平成19年度実績	平成25年度目標
小 学 校	63%	80%
中 学 校	50%	70%
高等学校	13%	30%
特別支援学校	13%	20%

- ◆ 学校が家庭・地域と連携して子どもの読書活動の推進に取り組んでいる事例の紹介に努めます。

○ 活動の具体例

- ・ 学校間や市町村立図書館と連携してネットワーク化を進め、図書の共有化
- ・ 市町村立図書館による専門性を生かした読み聞かせやブックトークなどを企画
- ・ ボランティアを募り、読み聞かせや図書事務など、地域の人材の活用
- ・ 図書館だよりなどを発行し、親子読書のすすめなど、家庭への啓発を推進
- ・ 学校祭等で「親が子にすすめたい本」のコーナーなどを設け、読書啓発
- ・ 家庭や地域から寄贈された本のリサイクル運動を推進

※16 朝の読書タイム

児童生徒の読書活動の活性化を図るために、学校が読書に親しむための時間として設定しているもので、特に始業前の10分程度の時間を充てている学校が多い。

※17 「みんなにすすめたい一冊の本」

県教育委員会が県内小中学生の読書への興味関心を一層高めるために作成した読書のガイドブック。約50名の愛知県ゆかりの著名人と61か所の県内公共図書館等からの推薦図書が紹介文とともに掲載されている。

※18 司書教諭

司書教諭の資格を有し、学校図書館の専門的職務に携わる教員のこと。学校図書館法によって平成15年度から12学級以上のすべての学校に発令することが定められている。

※19 学校図書館の諸事務にあたる職員

P25の※34を参照

※20 県学校図書館研究会

県内小中高等学校及び特別支援学校の学校図書館教育の充実・発展を目的とした研究組織。昭和38年に設立されて以来、年1回、愛知県学校図書館研究大会を開催し、学校図書館の管理運営、利用指導、読書指導等について研究協議を行っている。

基本目標 2 : 子どもの読書環境の整備・充実

- 6 地域における子どもの読書環境の整備
- 7 県図書館のサービスの充実
- 8 学校図書館等の整備・充実
- 9 図書館間協力等の推進

6 地域における子どもの読書環境の整備

○ 概要

子どもの読書活動を推進するためには、身近なところに読書のできる環境を整備していくことが重要です。

図書館は、子どもが、学校外で、本と出会い読書を楽しむことのできる場所であり、地域における子ども読書活動推進の中核的な役割を果たすことが期待されます。

本県において図書館を設置している市町村は、50市町村（34市71館、16町村16館）で、県図書館（1館）を含む88館（平成21年2月1日現在）の公立図書館が設置されています。

未設置の11市町村（1市9町1村）では公民館図書室等が地域の中心的な読書施設となっています。これらの施設では児童図書コーナーの整備をはじめ、児童図書資料の収集・提供などに一層努めるとともに、専任職員の配置や地域のボランティアの協力を得るなど、様々な読書活動の展開を通して子どもの読書活動の推進に努めることが望まれます。図書館を設置している市町村においては、図書館が中心になり域内の公民館、児童館、学校図書館などとの間にネットワークを構築し、図書の貸借や共同研修・研究、情報交換等を積極的に行い、子どもの読書環境の整備を推進していくことが望まれます。

また、合併した市町村の図書館は、広域化によるサービスの地域格差が生じないように分館の配置、移動図書館の整備、学校図書館や域内の読書施設等との連携など、読書環境の整備に努めることが大切です。

○ 施策の方向

子どもが地域の格差なく身近に読書活動に親しむために、市町村に図書館設置や子ども向け図書資料の整備、サービスの向上等を働きかけ、子どもの読書環境の整備に努めます。

取組

① 子ども向け図書資料の計画的整備、司書の配置などの充実

- ◆ 市町村立図書館等を整備・充実する取組が一層推進されるよう促します。
 - ・ 子ども向け図書資料の計画的な整備
 - ・ 障害児（者）が利用しやすい施設への改修及び施設周辺の整備（スロープ、手すり、エレベーター、トイレ、点字案内板等の整備）
 - ・ 外国人の子どものための外国語の図書、絵本、日本語習得のための資料等の整備
 - ・ 子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識を有する司書の配置
 - ・ 地域の実情に応じた移動図書館車の運行
- ◆ 児童館・児童センターは、児童に健全な遊びを与え、情操を豊かにする児童健全育成活動の拠点であり、児童のための図書室を整備するとともに、地域における子どもの読書環境の充実を推進していきます。

② 図書館未設置市町村への支援

- ◆ 図書館未設置の市町村の実情を踏まえ、県内全域における子ども読書環境の整備及び図書館サービスの進展を図る観点に立ち、引き続き図書館の設置及び運営、また、情報化・ネットワーク化推進に対する指導・助言に努めます。

③ 図書館の情報化・ネットワーク化の促進

- ◆ 各図書館の蔵書情報のデータベース化及びホームページでの公開をすすめるとともに、※²¹県内図書館横断検索「愛蔵くん」による県内公立図書館のネットワーク化を推進します。また、子どもが図書館を身近に感じられるように、子どもが楽しんで活用することができる子ども向けのホームページの作成を推進します。

※²¹ 県内図書館横断検索「愛蔵くん」

ウェブサイト上で蔵書検索のできる県内市町村立図書館等の所蔵を一度に検索できるシステム。平成16年度の愛称公募により「愛蔵くん」に決定

7 県図書館のサービスの充実

○ 概要

県図書館では、※²² 児童図書室を設け、子どもの読書活動の推進を図っています。

児童図書室では、乳幼児期から小学生を対象とした児童図書等の充実した収集を行い、貸出しや資料の問い合わせ、レファレンスに応えながら、行事や展示などを通して子どもが読書の楽しみに触れる場を提供しています。

また、中学生から高校生を中心とする世代については、新設した※²³ ティーンズコーナーを中心に、全館で読書の推進に努めています。

※²⁴ 視覚障害者資料室では、視覚に障害のある子どもに対して、郵送貸出などのサービスを行っています。

市町村立図書館等からの求めに応じて、県図書館で所蔵する資料を提供するなど、県図書館と市町村立図書館とが連携して子ども向けサービスに努めています。

今後の県図書館には、市町村立図書館の児童担当職員及び学校図書室の担当職員の研修や相談に応えられる体制づくりや、市町村立図書館における子どもへのサービスを一層充実させるためのセンター館としての役割を果たすことが望まれています。

○ 施策の方向

県内図書館等の子どもへのサービスの総合的・効果的な援助を推進し、センター館としての役割を果たしていきます。

取組

① ブックリストの配布や行事・展示等による読書支援活動の充実

新刊案内・おたより等のブックリストの配布やおはなし会での読み聞かせ、展示等の実施により、広く図書を紹介し、利用者の読書に対する関心を高めます。

[児童図書年間貸出冊数]

年 度	平成19年度実績	平成25年度目標
貸出冊数	73,697 冊	80,000 冊

② より身近な図書館をめざした活動の充実

◆ レファレンスサービスの充実

子どもや保護者、読み聞かせボランティアからの読書相談や調べ学習における調査などに対し、県図書館で所蔵する資料のほか、他の図書館の情報等入手可能な情報を積極的に提供します。

[児童図書室レファレンス件数]

年 度	平成19年度実績	平成25年度目標
レファレンス件数	3,186 件	4,000 件

◆ 子ども向け「図書館探検ツアー」の実施

県図書館では小学生、中学生向けに普段見ることができない書庫や仕事場など図書館のバックステージを案内する「図書館探検ツアー」を実施しています。図書館の役立つ機能を積極的にPRすることにより、図書館を子どもたちのより身近な存在として意識付けるよう努めます。



図書館探検ツアー

③ 乳幼児へのサービスの充実

乳幼児を対象としたおはなし会の実施やブックリストを作成・配布して、保護者の子どもへの読書活動を推進します。

④ 青少年へのサービスの充実

青少年（※²⁵ヤングアダルト層）を対象として設置したティーンズコーナーで、青少年へのより充実したサービスを目指します。さらに、※²⁶「ヤングアダルトサービス連絡会」の活動により県内図書館のネットワークを築き、一層の情報収集、提供を行います。

また、充実したサービスを継続するために、青少年サービスに必要な知識を有する職員の養成をめざします。



ティーンズコーナー

⑤ 障害のある子どもを対象にしたサービスの充実

◆ 視覚障害のある子どもへのサービス

県図書館では、視覚障害者資料室で、「対面朗読」、「録音図書の作成」、「点訳図書・音訳図書の貸出しサービス」を行っています。また、他の公共図書館・※²⁷点字図書館等に所蔵されている点訳・音訳の児童図書等も県図書館を通して貸出を依頼します。

◆ 身体に障害があって来館できない子どもへのサービス

身体に障害があって直接の来館が困難な子どもには、郵送による貸出を行っています。

⑥ 幅広い外国語の児童図書の収集と提供

県図書館では、※²⁸多文化サービスコーナーと児童図書室に英語を中心とした外国語の児童図書を約6,900冊所蔵しており、県内の図書館等に協力貸出もします。県内在住の多くの外国人のために多様な言語の児童図書並びに日本語習得のための資料の収集に努

めるとともに、これらの所蔵情報を広く提供し、日本語以外の資料を必要とする子どもの読書活動を支援していきます。



多文化サービスコーナー



児童図書室 洋書架

⑦ 学校との連携の推進

調べ学習などでの子どもからの問い合わせに対し、自主的な学習を行えるよう、適切な援助を行います。

また、図書館見学や体験学習の機会を通して、読書案内や図書館の活用の仕方を紹介し読書の楽しさや知識・情報を得ることができる生活に役立つ場としての図書館への理解を深め、図書館利用の促進を図ります。

⑧ 市町村立図書館及び図書館未設置市町村への資料提供

子どもの読書活動を進めるうえで必要な資料を、積極的に市町村立図書館等に提供します。また、そのためのネットワークの整備と拡充を行います。

◆ 図書館未設置市町村への支援機能の強化

公民館図書室等へ資料貸出支援を行う※29貸出文庫の子ども向け図書資料の整備と支援を行います。

◆ 情報ネットワークの整備

市町村立図書館で所蔵していない児童図書の情報などを提供するため、県図書館情報ネットワークとしての※30「A i c h i - L L ネット」の整備により、迅速な資料の提供を行います。

また、インターネットで県内の公共図書館の蔵書が一括して検索できる「県内公共図書館横断検索」の拡充を進め、市町村立図書館相互の資料貸借による協力・連携体制への支援を行います。

◆ 物流ネットワークの整備

情報ネットワークの整備に合わせ、資料を市町村立図書館に搬送するための物流ネットワークを整備して、図書館と、市町村立図書館及び公民館図書室等の間で連携・協力が行いやすい環境を整えます。搬送資料の増加に対応するためにも、搬送回数の増便を目指します。

⑨ 児童担当職員等の研修の実施

県域を活動範囲とする※31 愛知図書館協会や※32 愛知県公立図書館長協議会と連携し、市町村立図書館で子どもへのサービスに携わる職員等を対象にした研修の充実に努め、子どもの読書活動推進を進める職員等の育成を図ります。



児童サービス研修

-
- ※22 **児童図書室**
公共図書館が、児童サービスを行うために図書館内に設置した、絵本・児童書・紙芝居など子どものためにつくられた資料を集めた部屋
- ※23 **ティーンズコーナー**
青少年に読書の楽しさを知ってもらうために設置された、青少年を対象とした図書・雑誌・新聞を集めたコーナー
- ※24 **視覚障害者資料室**
視覚に障害のある方々のために、対面朗読サービスや録音図書の作成及び録音図書・点字図書の貸出しなどを行う部屋
- ※25 **ヤングアダルト層**
主に10代の読者あるいは利用者を、児童と成人の中間に位置し独特の配慮を要する利用者層として図書館界・出版界で意識して呼称するときに使う用語
- ※26 **ヤングアダルトサービス連絡会**
県内の公共図書館のヤングアダルトサービス担当者が連携し、選書・書評などの情報交換をする。平成20年度より活動開始
- ※27 **点字図書館**
視覚障害者のために、点字及び録音図書を作成又は収集、整理し、保存し、貸出及び閲覧業務を主とする図書館で、身体障害者福祉法に基づく厚生援護施設
- ※28 **多文化サービスコーナー**
在住外国人の方のために、中国語、ハングル、ポルトガル語の資料や、日本語を学ぶ本などを集めたコーナー
- ※29 **貸出文庫**
図書館未設置市町村への資料貸出支援サービス。貸出対象は図書館未設置の市町村教育委員会で、貸出期間1年間で冊数500冊の基本図書と貸出期間2ヶ月で冊数70冊の流通図書の2種類がある。両方の利用も可
- ※30 **A i c h i - L L ネット**
県内図書館と学校図書館を除く県外図書館を対象にしたインターネットによるサービスで、ID、パスワードの取得後、愛知県図書館の蔵書の検索、予約（貸出の申込み）、予約取消、貸出・予約状況の確認ができる。
- ※31 **愛知図書館協会**
図書館事業の進歩発展を図り、もって教育と文化の振興に寄与することを目的に設立。読書運動の推進、会報の発行、研修事業の実施を主な活動とする。
- ※32 **愛知県公立図書館長協議会**
愛知県内の公立図書館相互の連絡を密にし、図書館活動の推進を図ることを目的に設立された、県内の公立図書館長で構成される組織。県内公共図書館間の連絡調整のほか、全国公共図書館協議会との連絡協力、図書館職員の研修、県内公共図書館の実態調査の実施を主な活動とする。

8 学校図書館等の整備・充実

○ 概 要

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導、学習情報収集の場として、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。そこでは、想像力を培い、知的興味・関心等呼び起こし、豊かな心を育む読書センターとしての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、各教科、特別活動、総合的な学習の時間などにおける多様な教育活動に寄与する学習情報センターとしての機能が求められます。

また、休日における子どもの読書活動への援助や、地域住民のニーズへの対応として、学校休業日においても学校図書館を開放していくことが求められています。

○ 施策の方向

読書センター、学習情報センターとしての機能を充実させ、魅力的な学校図書館づくりを進めます。

取 組

① 学校図書館等の図書資料、施設・設備の整備・充実

- ◆ 県立学校では、適切な予算措置を図り、図書資料の整備充実引き続き努めます。
- ◆ 小中学校においては、新刊書の充実が特に重要であり、児童生徒一人当たり毎年1冊以上の図書資料の新規購入を目指し、計画期間中に総計で約240万冊の学校図書館図書資料を整備するよう、市町村に働きかけます。

※平成19年度児童生徒数：小学生317,975人、中学生147,225人

[新規図書購入冊数]

年 度	平成19年度実績	平成21～25年度(累計)目標
小 学 校	338,523冊	約160万冊
中 学 校	190,695冊	約80万冊
高等学校	57,151冊	約25万冊
特別支援学校	4,568冊	約2万冊

- ◆ 私立学校については、図書資料の整備充実が図られるよう支援します。

② 学校図書館の情報化

- ◆ 学校図書館にコンピュータを整備し、他校の学校図書館や公立図書館等とオンライン化することにより、地域全体での蔵書の共同利用や各種資料の検索、子どもたちの多様な興味・関心に応える蔵書の整備等が可能になります。

学校図書館のコンピュータ整備、蔵書のデータベース化の推進及び学校のインターネット接続については、児童生徒の調べ学習などの活動を展開していくうえで大きな効果があることから、引き続き整備を促進するよう促します。

[学校図書蔵書のデータベース化]

年 度	平成19年度実績	平成25年度目標
小 学 校	71 %	100 %
中 学 校	70 %	100 %
高等学校	79 %	100 %
特別支援学校	83 %	100 %

○ ネットワーク化の取組例

【豊田市】

市内の全小中学校及び市中央図書館等を電子的及び物理的に結ぶことによって、各校が保有する図書などの資源を共有化し、より有効適切な利用を可能にして、児童生徒の読書推進、計画的な蔵書整備の推進及び学校教育の改善を進めています。

【豊橋市】

※³³ 学校図書館支援センターを設置し、学校間や市中央図書館との物的・人的なネットワークを作ること、図書の貸出や調べ学習・授業づくりのための情報収集や提供が円滑に行われるように整備を進めています。

③ 学校図書館の活用を充実していくための人的配置

- ◆ 司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営、活用について中心的な役割を担うものであり、12学級規模以上のすべての公立学校に司書教諭を1名配置しています。

司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、その役割について共通理解を図るとともに、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮等の工夫を促します。

学校図書館の本来の機能を充実させるために、今後も司書教諭の資格取得を促し、各学校に適切な配置ができるようにします。

また、適切な校務分掌により※³⁴ 学校図書館の諸事務にあたる職員と司書教諭との一層の連携・協力が可能となるよう促していきます。

④ 学校図書館の開放

- ◆ 休業日においても、親子で最寄りの学校図書館を利用し、読書活動ができるような環境づくりを目指して、地域のボランティア等の協力を得ながら、各学校や地域の実情に応じて、適切に学校図書館の開放が進むよう促します。

※³³ 学校図書館支援センター

市教育委員会が、市内小中学校の学校教育の質の向上に向けた学校図書館の効果的な活用・運用を図るために設置したもので、子どもの学び、教師の授業づくりへの支援、図書の相互貸借などのコーディネート、学校図書館運営に関する指導・支援等を行っている。

※³⁴ 学校図書館の諸事務にあたる職員

市町村教育委員会が、独自に管内小中学校の学校図書館の蔵書整理や図書の貸出・返却の事務等を行うために配置している職員（教諭やボランティアを除く）。勤務形態、時間、条件等は市町村教育委員会によって異なる。平成19年度は、小学校360校、中学校140校に配置されている。

県教育委員会が、県立学校に配置している学校司書や事務職員・実習教員のうち主として学校図書館の諸事務を担当している職員。平成19年度は、高等学校73校、特別支援学校3校に配置されている。

9 図書館間協力等の推進

○ 概要

図書館間及び図書館と学校図書館が連携・協力することにより、一層子どもの読書環境を充実させることができます。

また、図書館と公民館、児童館、※³⁵放課後子ども教室や※³⁶放課後児童クラブ、幼稚園や保育所、保健所・保健センター等の関係機関・施設と連携・協力することで、より身近に子どもが本に触れる機会を増やすことができます。

さらに、大学図書館などとの連携・協力や※³⁷国際子ども図書館の支援・協力により多様な情報や資料を手に入れることが可能になります。

○ 施策の方向

図書館間及び図書館と学校図書館、大学図書館、また、図書館と公民館、児童館、放課後子ども教室や放課後児童クラブ、幼稚園や保育所、保健所・保健センター等、広く関係機関・施設との連携・協力を進めます。

取組

① 図書館間及び図書館と学校図書館、大学図書館との連携・協力

◆ 図書館間の連携・協力

【公共図書館等への資料提供（P. 22）既述】

◆ 学校図書館との連携

・学校においてインターネットで公共図書館の蔵書検索を活用し、学校図書館にはない資料を借り受けて利用することができる協力貸出サービスの積極的な活用を促します。そのためにも、県図書館が運営する情報ネットワーク「A i c h i - L L ネット」への登録を奨励します。

・子どもの調べ学習や総合的な学習の時間などでの公共図書館の活用を進めるとともに、協力貸出などにより学校図書館だけでは充当できない資料の提供を行います。

・図書館見学や調べ学習などで図書館を訪れたときには、要望により図書館の活用の仕方や資料の調べ方などについての案内を行います。

・学校図書館から寄せられるレファレンスや学校図書館運営のための相談・援助や研修の講師も行います。

【公共図書館と学校図書館の連携（P. 17既述）】

◆ 国際子ども図書館による支援・協力

県図書館は、自館で十分なサービスを提供できない場合は、国際子ども図書館による支援・協力を求め、児童書やサービスに関わるより充実した各種情報の収集・提供などを進めていきます。

- ◆ 大学図書館等との連携・協力
 - 専門資料などを多数所蔵する大学図書館や児童関係の研究機関などと、資料の相互貸借やレファレンスサービスを協力して行っています。
- ◆ 関係機関間におけるノウハウの共有
 - 各機関の有する子ども読書活動推進に関する情報やノウハウの共有化を図り、効率的かつ総合的な施策の実施に努めます。

② 図書館と公民館、児童館、放課後子ども教室や放課後児童クラブ、幼稚園や保育所、保健所・保健センター等、関係機関・施設との連携・協力

- ◆ 市町村立図書館と関係機関・施設との連携・協力が進むよう促します。
- 活動の具体例
 - ・ 公民館や児童館、放課後子ども教室や放課後児童クラブ、幼稚園や保育所等への図書の団体貸出や「おはなし会」の実施
 - ・ 保健所・保健センターでの健診の際に司書が絵本の選び方や読み聞かせの方法について保護者に指導
 - ・ 司書や保健所・保健センターの保健師、地域のボランティア等が連携・協力して、乳幼児への読み聞かせ方法等を説明しながら保護者に絵本等を手渡す、いわゆるブックスタート活動

-
- ※35 放課後子ども教室
 - 地域のボランティアの参画を得て、すべての子どもに放課後や週末の安全で安心な活動拠点（居場所）を確保し、様々な体験活動・学習活動を行う事業で、文部科学省が所管する。
 - ※36 放課後児童クラブ
 - 共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、生活の場などを提供する事業で、厚生労働省が所管する。
 - ※37 国際子ども図書館
 - 国立国会図書館の支部館として設置されており、納本制度による、いわゆる保存図書館としての役割を持っている。児童書のナショナルセンターとして、児童へのサービスを行う図書館活動を支援し、子どもの出版文化に関する情報の提供を行っている。

基本目標3：子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

10 「子ども読書の日」等における啓発広報事業の実施

11 各種情報の収集・提供

12 優れた取組の奨励、優良な図書の普及

10 「子ども読書の日」等における啓発広報事業の実施

○ 概要

※³⁸「子ども読書の日」（4月23日）は、国民に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために※³⁹「子どもの読書活動の推進に関する法律」により設けられました。また、文字・活字文化についての関心と理解を深めるために※⁴⁰「文字・活字文化の日」（10月27日）が設けられました。県内各地で趣旨にふさわしい事業が実施されることにより、子どもの読書活動に関する理解と関心が高まることが望まれます。

また、「子ども読書週間」（4月23日～5月12日）及び毎年秋の「読書週間」（10月27日～11月9日）においても、子どもの読書活動への関心を高める取組の実施が望まれます。

○ 施策の方向

国の広報事業と連携して、「子ども読書の日」「文字・活字文化の日」の県民への周知・普及に努めます。また、「子ども読書週間」及び「読書週間」においても子どもの読書活動への関心を高める取組を展開します。

取組

① 子どもの読書活動に関する普及・啓発

・県図書館を始め、すべての公立図書館等において「子ども読書の日」及び「子ども読書週間」、「文字・活字文化の日」、「読書週間」の趣旨にふさわしい事業の実施に努めます。

[市町村の子ども読書の日における事業の実施状況]

年 度	平成19年度実績	平成25年度目標
市町村実施状況	62%	100%

- ・「愛知県子ども読書活動推進大会」など、県民に読書や読み聞かせ活動の意義について考える機会を提供し、子どもの読書活動の重要性についての理解と関心の普及を図ります。
- ・「子ども読書の日」及び「読書週間」のポスター、リーフレット等の活用による広報活動を実施します。
- ・子ども読書の日取組についてのアンケートを実施し、その結果を公表することで、読書活動への関心を高めます。

② ※41「青少年によい本をすすめる県民運動」の実施

家庭、地域、学校で「青少年によい本をすすめる県民運動」を毎年10月に展開し、青少年健全育成の観点からも、子どもの読書活動の推進を図ります。



小学校での図書寄贈式



図書室での寄贈会

※38 子ども読書の日

4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために「子どもの読書活動の推進に関する法律」第10条により制定した。

※39 子ども読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日制定。子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体の責務を明らかにし、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めた法律

※40 文字・活字文化の日

10月27日。「文字・活字文化振興法」（平成17年7月29日法律第91号）第11条により制定した。

※41 「青少年によい本をすすめる県民運動」[強調月間:10月1日～10月31日]

愛知県及び愛知県青少年育成県民会議は、市町村及び関係機関・団体の協力を得て広域的な運動を展開

- 1 青少年向け優良図書目録の作成・配布
- 2 啓発ポスターの作成・配布
- 3 はがきによる読書感想文の募集
- 4 書店・県民生活プラザにおける優良図書の展示
- 5 図書券、児童図書の学校への寄贈（協賛：愛知県書店商業組合）

11 各種情報の収集・提供

○ 概要

各図書館の窓口を始め関係機関及び担当課では、学校、図書館、民間団体等における子どもの読書活動に関する情報の収集と提供に努めています。

県や市町村、学校、図書館、民間団体等が実施している事業や取組の情報に多くの県民が容易に接し、活用できるよう各種情報の収集、提供機能の充実が求められています。

○ 施策の方向

県や各市町村、学校、図書館、民間団体等が実施する事業や取組などに関する情報の収集に努めるとともに、子どもや保護者、子どもの読書活動に携わる人たちが必要とする情報の提供に努めます。

さらには、読書に関する学習コンテンツの充実を図り、いつでも・どこでも・だれでも学べる体制の推進を図ります。

取組

① 広範な情報の収集・提供

- ◆ 県教育委員会のホームページの運営
県教育委員会のホームページに「愛知県子どもの読書活動」専用ページを設置し、収集した情報の提供に努めます。



<http://www.pref.aichi.jp/kyoiku/shogai/dokusyo/index.html>

- ◆ ※42 生涯学習情報システム「学びネットあいち」の運営
県生涯学習推進センターでは、生涯学習情報の一環として、学習情報システム「学びネットあいち」を活用し、子どもの読書活動に関して、各関係機関・団体が開催する行事やボランティアに関する情報を幅広く収集し、インターネットによる提供を一層推進します。
さらには、読書に関する講演会などを「学びネットあいち」へのコンテンツ化を進めます。
- ◆ 生涯学習情報誌「まなびいあいち」
県生涯学習推進センターが発行する情報誌に子ども読書活動についての情報やボランティアの活動を掲載し、普及に努めます。

- ◆ 各種団体のちらし等の広報活動の支援
各関係機関・団体の発行する広報誌なども積極的に収集し、県生涯学習推進センターの情報ラウンジに設置します。

② 子どもの読書活動に関する調査の実施

市町村の協力を得て、市町村が実施する子どもの読書活動推進事業に関する取組状況や、各図書館におけるおはなし会、ブックトーク、絵本・児童図書の展示等の事業や催しの実施状況についての情報を収集しホームページ等を通じて提供します。

③ ※43「子どもセンター」や※44「体験活動ボランティア活動支援センター」との連携・協力

地域で実施されている様々な体験活動等に関する情報を提供している「子どもセンター」や「体験活動ボランティア活動支援センター」との連携・協力を進めます。

※42 生涯学習情報システム「学びネットあいち」

生涯学習機関が持っている生涯学習情報をインターネットを通じて総合的に提供するシステム



<http://www.manabi.pref.aichi.jp/>

※43 子どもセンター

自然体験やボランティアなどの様々な体験活動や子育てサークルの家庭教育を支援する事業についての情報を収集し、提供を行う。

※44 体験活動ボランティア活動支援センター

広域的な情報収集や提供活動を実施することで、県内で活動する団体等の支援やアドバイスを行います。平成19年度現在49市町村に設置されています。

12 優れた取組の奨励、優良な図書の普及

○ 概要

国は、子どもの読書活動の推進に関し、特色ある優れた取組を行っている学校、図書館、団体（者）に対して表彰を行い、その取組の奨励を図っています。また、国の社会保障審議会は児童の福祉に資する出版物を、児童福祉文化財として推薦を行っています。

これらの優良な団体や図書を、家庭や関係機関に周知・普及することも大切です。

○ 施策の方向

国の表彰事業に積極的に協力し、その取組の奨励を図るとともに、活動内容の成果について県内への普及を図ります。また社会保障審議会で推薦された優良な図書の周知・普及に努めます。

取組

① 優れた子ども読書活動の奨励

- ・子どもの読書活動優秀実践校、図書館、団体（者）の文部科学大臣表彰の推薦を実施します。
- ・県内での特色ある優れた読書活動実践例について、大会や研修会、ホームページ等で紹介することで、その成果について県内への普及に努めます。



H20 被表彰団体

② 優良な図書の普及

- ・社会保障審議会で推薦された優良な図書リストを配布し、周知・普及に努めます。
- ・優れた本や話題性のある本、また、手作り絵本等について、大会や研修会などで紹介します。

基本目標 4 : 子どもの読書活動推進体制の整備・充実

13 子どもの読書活動推進体制の整備

14 「子どもの読書活動推進ネットワーク」の形成

13 子どもの読書活動推進体制の整備

○ 概要

子どもの読書活動を推進するためには、県と市町村の関連施策との連携を図り、総合的に施策を推進する体制を整備します。また読書関係施設や学校、あるいは県内各地で子どもの読書活動に係る様々な取組を行っている民間団体等、子どもの読書活動を推進する各主体同士が、それぞれの役割に応じ、相互の連携・協力体制を図り、ネットワーク化を推進します。

市町村では、すでにそれぞれの地域の状況に応じて様々な子どもの読書活動に係る事業を実施していますが、まだ策定されていない市町村においては「子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動に関する施策を総合的に推進するための体制を整備することが望まれます。

○ 施策の方向

※⁴⁶ 愛知県子ども読書活動推進協議会を中核組織として、子どもの読書活動を推進する関係機関の連携・協力の具体的な方策について検討していきます。

また、市町村や地域諸団体の情報の収集、提供及び子どもの読書環境の整備に関する状況の把握に努めます。

取組

① 「愛知県子ども読書活動推進協議会」の開催

平成16年度より開催しているこの協議会を「愛知県子ども読書活動推進計画（第二次）」に基づき、子どもの読書活動を総合的に推進するため引き続き開催します。

② ※47「愛知県子ども読書活動推進大会」等の開催

地域や学校等での活動の核となる人材の育成及びネットワーク化を図るため、図書館や民間団体との協働により、県内の子どもの読書活動に関わる団体及び図書館、学校等の関係者に対する研修や情報交換の機会となる推進大会を開催します。



開会式



事例発表



フォーラム



実践指導

③ 子どもの読書活動に関する調査の実施

市町村の協力を得て、市町村や図書館が実施する子どもの読書活動推進事業に関する情報の収集・提供に努めるとともに、子どもの読書環境に関する調査を実施します。

④ 市町村子ども読書活動推進計画策定の推進

市町村の推進計画策定率を高めるために策定済み市町村の取組等の情報を提供することや、策定の意義の普及と支援に努め、策定率の向上を目指します。

[市町村の推進計画策定率について]

年 度	平成19年度実績	平成25年度目標
推進計画策定率	34%	70%

※46 愛知県子ども読書活動推進協議会

子どもの読書活動を総合的に推進し、県・市町村、図書館、学校、民間団体等の連携・協力体制の整備、協働のあり方や方策について検討するため、幅広い分野の関係機関・団体で構成された協議会で年2回開催

※47 愛知県子ども読書活動推進大会

平成16年度「こころを育む読書のつどい」、平成18年度「全国読書フェスティバル愛知大会」の開催を機に、定期的な全県の研修大会開催の要請が高まり、平成19年度より年1回開催

14 「子どもの読書活動推進ネットワーク」の形成

○ 概要

県民の読書活動の拠点である県図書館と、県生涯学習推進センターの2つの拠点施設の機能を十分に活用し、家庭、地域、学校及び行政機関が、子どもの読書活動に係る様々な機関や施設、団体等に関する情報を共有化し、生涯学習の一環として子どもの読書活動を総合的に推進するためのネットワークを形成することが必要です。

○ 施策の方向

「子どもの読書活動推進ネットワーク」の形成を進め、家庭、地域、学校、行政機関との連携体制の確立を目指します。

取組

① 県図書館における取組

県図書館では子どもの読書活動に関する案内窓口としてのサービスの充実を図るとともに、市町村、図書館、公民館をはじめ、学校図書館、大学、研究機関、民間団体等、幅広く連携・協力を促進し、図書館サービスの充実を図るよう努めます。

② 県生涯学習推進センターにおける取組

県生涯学習推進センターでは、県民による主体的で創造的な子どもの読書活動の推進を支援するため、県民や各関係機関への情報の提供、相談体制の充実及び読書活動に関する学習サークルの学習成果の発表・交流の場の提供などに努め、子どもの読書活動を推進します。

③ 「子どもの読書活動推進ネットワーク」の形成

子どもの読書活動を推進するため、県図書館と県生涯学習推進センターを中核とする「子どもの読書活動推進ネットワーク」の形成を進め、市町村、図書館、関係機関、施設及び民間団体等との連携体制の構築を図ります。

◆ 「子どもの読書活動推進ネットワーク」とは

子どもの読書活動を展開する各主体が、県生涯学習推進センターや県図書館の情報収集・提供機能やサービス機能を活用し、対等な立場で、情報を提供・収集・交換することで子どもの読書活動を展開する者同士の交流の場となるものです。

また、「愛知県子ども読書活動推進大会」の開催を通じて、市町村・図書館・関係機関・施設・民間団体等とのネットワークの構築を推進します。